公表ﾃﾞｰﾀの測定位置(ｲﾒｰｼﾞ図)

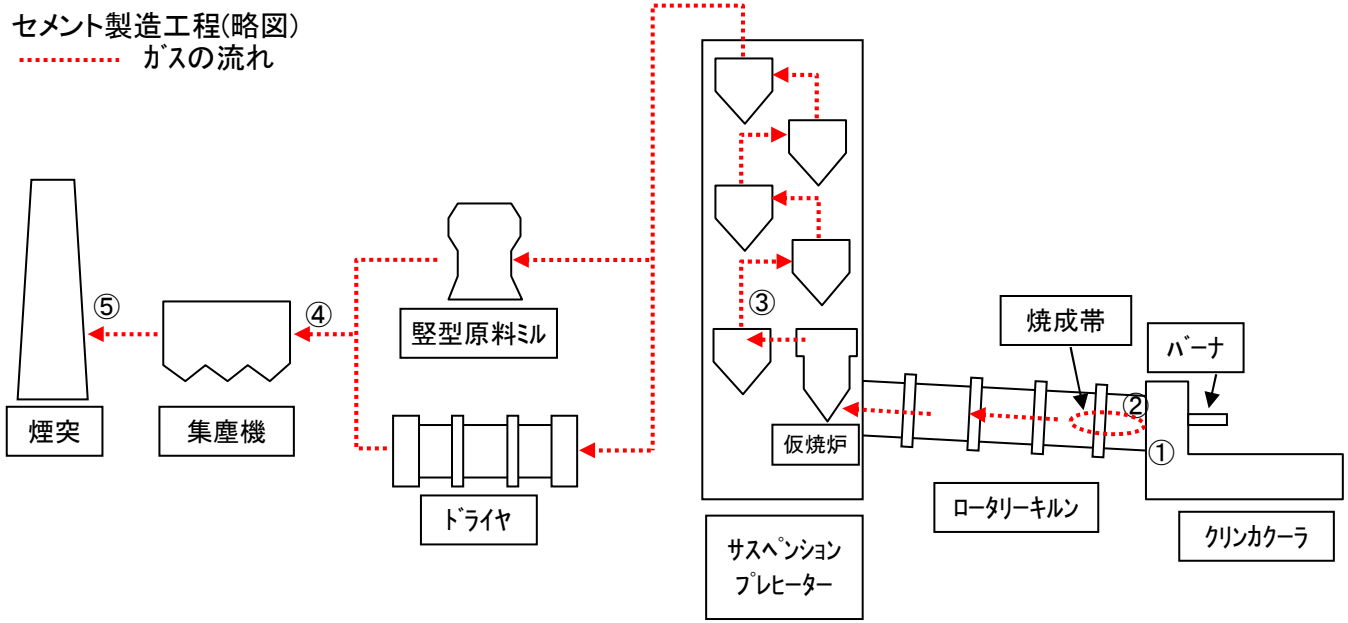

1)燃焼室中の燃焼ｶﾞｽ温度(代用:ｸﾘﾝｶ落口温度or焼点温度)図中①or②
2)集塵機入口ｶﾞｽ温度　図中④
3)煙突から排出される排ｶﾞｽ中の一酸化炭素濃度(集塵機出口、集塵機入口)　図中④or⑤
4)焼成炉中の温度(代用:ｸﾘﾝｶ落口温度or焼点温度)図中①or②
5)煙突から排出されるﾀﾞｲｵｷｼﾝ類濃度、ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)　図中⑤

・測定値条件

1)燃焼室中の燃焼ｶﾞｽ温度の測定場所としてはﾛｰﾀﾘｰｷﾙﾝの窯尻部が適切であると思われるが、ｶﾞｽ温度が高温であること、高温のｾﾒﾝﾄ原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にあるため、産廃物再生利用条件の燃焼ｶﾞｽ温度が800℃以上を立証できる箇所としてｸﾘﾝｶ落口温度又はﾛｰﾀﾘｰｷﾙﾝ焼点温度を代用する。

3)煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排ｶﾞｽ中のﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ｶﾞｽ中のﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りではない。

上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。

4)燃焼炉中の温度の測定場所としてはﾛｰﾀﾘｰｷﾙﾝの焼点温度が適切であると思われるが、高温のｸﾘﾝｶﾀﾞｽﾄが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程低い値となるが、焼成炉中温度1000℃以上を立証できる箇所としてｸﾘﾝｶ落口温度を代用する。

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設維持管理記録簿【焼却施設】(法第八条の三第二項　法第十五条の二の三第二項)

○燃焼ガス及び排ガスの分析の実施状況と措置

・関係法令

施行規則第四条の五の二(一般廃棄物)及び施行規則第十二条の七の二(産業廃棄物)　ﾛ)焼却施設の燃焼室中の燃焼ｶﾞｽの温度等、　ﾊ)冷却設備及び排ｶﾞｽ処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日、ﾆ)煙突から排出される排ｶﾞｽ中のﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の濃度及びばい煙濃度、ﾎ)固形燃料の保管設備内の清掃を行った年月日であり、これに則って下表を作成した。

・測定値条件

1)　ﾛ)-ﾄ　燃焼室中の燃焼ｶﾞｽ温度の測定場所としてはﾛｰﾀﾘｰｷﾙﾝの窯尻部が適切であると思われるが、ｶﾞｽ温度が高温であること、高温のｾﾒﾝﾄ原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にあるため、産廃物再生利用条件の燃焼ｶﾞｽ温度が800℃以上を立証できる箇所としてｸﾘﾝｶ落ﾛ温度又はﾛｰﾀﾘｰｷﾙﾝ焼点温度を代用する。

2)　ﾛ)-ﾇ　煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排ｶﾞｽ中のﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ｶﾞｽ中のﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りではない。
上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。

3)　ﾛ)-ﾂ　燃焼炉中の温度の測定場所としてはﾛｰﾀﾘｰｷﾙﾝの焼点温度が適切であると思われるが、高温のｸﾘﾝｶﾀﾞｽﾄが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程低い値となるが、焼成炉中温度1000℃以上を立証できる箇所としてｸﾘﾝｶ落ﾛ温度を代用する。

4)　ﾆ)　ﾀﾞｲｵｷｼﾝについてはﾛ)-ﾇ同様の条件となる。

2025年度　埼玉工場　6号ｷﾙﾝ

		項目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般廃棄物・産業廃棄物共通	ﾛ)	ﾄ. 燃焼室中の燃焼ｶﾞｽの温度を連続的に測定し、且つ、記録すること。 測定値：ｸﾘﾝｶ落ﾛ温度orﾛｰﾀﾘｰｷﾙﾝ焼点温度	(1)測定位置　図中①or②		②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	①落ﾛ温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度
			(2)測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
			(3)測定結果（焼点温度）	平均値	1,366℃	1,357℃	1,340℃	－	1,192℃	1,153℃	1,219℃	1,243℃	1,248℃	1,248℃		
		ﾘ. 集じん器に流入する燃焼ｶﾞｽの温度。但し、集じん器内で燃焼ｶﾞｽの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合は集じん器内で冷却された　燃焼ｶﾞｽの温度を連続的に測定し、且つ、記録すること。 測定値：集塵器の入口ｶﾞｽ温度	(1)測定位置　図中④		④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口
			(2)測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
			(3)測定結果	基準値	≦200℃	≦200℃	≦200℃	≦200℃	≦200℃	≦200℃	≦200℃	≦200℃	≦200℃	≦200℃	≦200℃	≦200℃
				最大値	170℃	173℃	174℃	－	173℃	174℃	184℃	181℃	174℃	170℃		
		ﾇ. 煙突から排出される排ｶﾞｽ中の一酸化炭素の濃度を連続　的に測定し、且つ、記録すること。 測定値：集塵機出口or集塵機入口	(1)測定位置　図中④or⑤		⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口
			(2)測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
			(3)測定結果（集塵機出口）	平均値	1361ppm	1071ppm	1139ppm	－	732ppm	961ppm	1098ppm	1187ppm	1073ppm	652ppm		
		ﾂ. ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏1000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定　し、且つ、記録すること。 測定値：ｸﾘﾝｶ落ﾛ温度orﾛｰﾀﾘｰｷﾙﾝ焼点温度	(1)測定位置　図中①or②		②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	①落ﾛ温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度
			(2)測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
			(3)測定結果（焼点温度）	基準値	≧1,000℃	≧1,000℃	≧1,000℃	≧1,000℃	≧1,000℃	≧1,000℃	≧1,000℃	≧1,000℃	≧1,000℃	≧1,000℃	≧1,000℃	≧1,000℃
				最小値	1,076℃	1,112℃	1,096℃	－	1,005℃	1,009℃	1,087℃	1,046℃	1,075℃	1,105℃		
	ﾊ)	冷却設備及び排ｶﾞｽ処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	除去年月日		運転中は連続	運転中は連続	運転中は連続	－	8月9日	運転中は連続	運転中は連続	運転中は連続	運転中は連続	2026/1/15		
	ﾆ)	煙突から排出される排ｶﾞｽ中のﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の濃度を毎年一回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物は六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録すること。 但し、ｾﾒﾝﾄｷﾙﾝは上記：測定値条件2)　ﾛ)-ﾇに該当する為、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の濃度は3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録する。	ﾀﾞｲｵｷｼﾝ	(1)排ｶﾞｽ採取位置　図中⑤	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口
				(2)排ｶﾞｽ採取年月日	2025年4月24日	－	2025年6月6日	－	2025年8月29日	－	2025年10月9日	－	2025年12月16日	－		
				(3)結果取得年月日	2025年6月4日	－	2025年8月1日	－	2025年10月14日	－	2025年11月18日	－	2026年2月13日	－		
				(4)測定結果	0.017ng-TEQ/Nm3	－	0.0021ng-TEQ/Nm3	－	0.0079ng-TEQ/Nm3	－	0.034ng-TEQ/Nm3	－	0.0011ng-TEQ/Nm3	－		
				基準値	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3
			硫黄酸化物	(1)排ｶﾞｽ採取位置　図中⑤	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口
				(2)排ｶﾞｽ採取年月日	2025年4月24日	－	2025年6月6日	－	2025年8月29日	－	2025年10月9日	－	2025年12月16日	－		
				(3)結果取得年月日	2025年5月15日	－	2025年7月3日	－	2025年9月17日	－	2025年10月23日	－	2026年1月13日	－		
				(4)測定結果	0.35ppm	－	1.1ppm	－	0.2.ppm	－	3.2ppm	－	1.5ppm	－		
				基準値	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm
			ばいじん	(1)排ｶﾞｽ採取位置　図中⑤	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口
				(2)排ｶﾞｽ採取年月日	2025年4月24日	－	2025年6月6日	－	2025年8月29日	－	2025年10月9日	－	2025年12月16日	－		
				(3)結果取得年月日	2025年5月15日	－	2025年7月3日	－	2025年9月17日	－	2025年10月23日	－	2026年1月13日	－		
				(4)測定結果	<0.001g/Nm3	－	<0.001g/Nm3	－	<0.001g/Nm3	－	<0.001g/Nm3	－	<0.001g/Nm3	－		
				基準値	≦0.1g/Nm3	≦0.1g/Nm3	≦0.1g/Nm3	≦0.1g/Nm3	≦0.1g/Nm3	≦0.1g/Nm3	≦0.1g/Nm3	≦0.1g/Nm3	≦0.1g/Nm3	≦0.1g/Nm3	≦0.1g/Nm3	≦0.1g/Nm3
			塩化水素	(1)排ｶﾞｽ採取位置　図中⑤	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口
				(2)排ｶﾞｽ採取年月日	2025年4月24日	－	2025年6月6日	－	－	－	2025年10月9日	－	2025年12月16日	－		
				(3)結果取得年月日	2025年5月15日	－	2025年7月3日	－	－	－	2025年10月23日	－	2026年1月13日	－		
				(4)測定結果	<0.5mg/Nm3	－	0.94mg/Nm3	－	－	－	1.1mg/Nm3	－	0.6mg/Nm3	－		
				基準値	≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3
			窒素酸化物	(1)排ｶﾞｽ採取位置　図中⑤	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口
				(2)排ｶﾞｽ採取年月日	2025年4月24日	－	2025年6月6日	－	2025年8月29日	－	2025年10月9日	－	2025年12月16日	－		
				(3)結果取得年月日	2025年5月15日	－	2025年7月3日	－	2025年9月17日	－	2025年10月23日	－	2026年1月13日	－		
				(4)測定結果	110ppm	－	56ppm	－	150ppm	－	200ppm	－	230ppm	－		
				基準値	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm

各工場ﾀﾞｲｵｷｼﾝ、ばい煙濃度基準値

6号	基準値	法及び条例名
ﾀﾞｲｵｷｼﾝ	≦0.1ng-TEQ/Nm^3	廃掃法
硫黄酸化物	≦485ppm	大防法(K値17.5)
ばいじん	≦0.1g/Nm^3	大防法
塩化水素	≦700mg/Nm^3	大防法
窒素酸化物	≦480ppm	大防法

＊測定結果の符号(<)の付いた数値は、定量下限値または検出下限値を示す

【コメント】